

# 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

DVとは

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で取組むべき重要な問題です。

- ・自分の言うことをきかないと、大声で怒鳴ったり、ときには手が出る
- ・携帯のメールや通信履歴をチェックして、勝手にアドレスや登録記録を消したりする
- ・携帯電話に出なかつたり、メールをすぐに返信しないと怒る
- ・気に入らないと不機嫌になって無視したり、「バカ」「デブ」など人をおとしめるようなことを言う
- ・相手の気持ちは関係なく、セックスを求めたり、避妊をしない

これらはDV（ドメスティック・バイオレンス）＝暴力です

DVは「人権侵害」であり、たとえ夫婦・恋人同士であっても絶対に許されません

もし、あなたや友人がDVの被害者かも……と気付いたら、ひとりで悩まないでまずは相談を…



## 相談窓口

市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」【相談専用電話(無料)】☎ 0120-71-7867

【相談受付時間】8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始休み）駅前町17-1 市立保健センター（駅前ビルEAGA2階）

〈警察の相談窓口〉

島根県警察相談センター… #9110(☎ 0852-31-9110) 島根県女性相談センター西部分室 ☎ 0854-84-5661  
益田警察署生活安全課… ☎ 22-0110 益田児童相談所…………… ☎ 31-1886

全国共通ダイヤル DV相談+(プラス)… ☎ 0120-279-889 (24時間対応)

DV相談ナビ……… #8008 ※最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話がつながります。

## 11月は児童虐待防止推進月間です

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

児童虐待とは



- ◆身体的虐待 … 疙る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ◆性的虐待 …… 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ◆ネグレクト … 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、子どもを家に残して度々外出する、重い病気になつても病院に連れて行かないなど
- ◆心理的虐待 … 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など  
保護者にとって「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害な行為や発言であれば「虐待」です。

## ●●「虐待かも…」と思ったらすぐにお電話ください ●●

・妊娠・出産で悩んでいるとき

「出産して、子どもを育てていけるかしら」「妊娠中や出産後の生活に不安がある」など

・子育てに悩んでいるとき

「また、叱ってしまった」「ついイライラして、たたいてしまう」「子育てに自信がなく不安で…」「子どもがかわいいと思えない」など

・気になることがある

「子どもや親の様子がなんとなく気になる」など

ひとりで悩まずに相談してください。

## 相談窓口

市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」

なやむな

【相談専用電話(無料)】☎ 0120-71-7867

【相談受付時間】8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始休み）  
駅前町17-1 市立保健センター（駅前ビルEAGA2階）

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく  
☎ 189

※地域の児童相談所に電話がつながります。

## 体罰等によらない子育てを広げよう！

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛または不快感を引き起こす行為（罰）は、軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。

こんなことしていませんか？

（泣）何度も言葉で注意したが言ふことを聞かないので、頬を叩いた

（泣）いたずらをしたので、長時間正座をさせた

（泣）宿題をしなかつたので、晩ご飯を与えなかつた

⇒⇒⇒ これらは全て体罰です！